

第 4 7 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

4 2	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北 3 丁目地内
4 3	大井町南部 1 号公園	亀岡市大井町並河 5 丁目地内
4 4	大井町南部 2 - 1 号公園	亀岡市大井町並河 5 丁目地内
4 5	大井町南部 2 - 2 号公園	亀岡市大井町並河 5 丁目地内
4 6	大井町南部 3 号公園	亀岡市大井町並河 5 丁目地内
4 7	大井町南部 4 号公園	亀岡市大井町並河 2 丁目地内
4 8	大井町南部 5 号公園	亀岡市大井町並河 2 丁目地内
4 9	京町公園	亀岡市京町地内
5 0	内丸町公園	亀岡市内丸町地内

別表第3第3項第3号中

区分				使用時間				
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	全日 午前9時～午後5時		
専用使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 6,600	円 6,600	円 11,880	
				土曜日、日曜日及び休日	7,920	7,920	14,300	
		その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	47,520		
			土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	57,090		
		入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	19,800	19,800	35,640	
				土曜日、日曜日及び休日	23,760	23,760	42,790	
	その他の催物に使用する場合	平日	66,000	66,000	118,800			
		土曜日、日曜日及び休日	79,200	79,200	142,560			
	営利を目的とする場合				平日	99,000	99,000	178,200
					土曜日、日曜日及び休日	118,800	118,800	213,840
個人使用				1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)				
研修室1				880	880	1,540		
研修室2				330	330	600		
研修室3				160	160	270		
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日使用については、22,000円）を超えない範囲内において規則で定める額				

を

区分				使用時間				
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	全日 午前9時～午後9時	
専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 6,600	円 6,600	円 9,900	円 20,790	
			土曜日、日曜日及び休日	7,920	7,920	11,880	24,950	
		その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	39,600	83,160	
			土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	47,520	99,800	
	入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	19,800	19,800	29,700	62,370	
			土曜日、日曜日及び休日	23,760	23,760	35,640	74,850	
		その他の催物に使用する場合	平日	66,000	66,000	99,000	207,900	
			土曜日、日曜日及び休日	79,200	79,200	118,800	249,480	
	営利を目的とする場合			平日	99,000	99,000	148,500	311,850
				土曜日、日曜日及び休日	118,800	118,800	178,200	374,220
個人使用				1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)				
研修室1				880	880	1,320	2,780	
研修室2				330	330	500	1,050	
研修室3				160	160	240	510	
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円 (全日使用については、22,000円)を超えない範囲内において規則で定める額				
亀岡運動公園競技場夜間照明				照度強：1時間につき11,200円 照度弱：1時間につき5,600円				

に改め、同号の備考2中「午後1時から午後5時」を「使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時」に改め、同号の備考に次のように加える。

6 照度強及び照度弱とは、照明の明るさの度合いをいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡駅北土地区画整理事業、大井町南部土地区画整理事業及び亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想事業により設置予定の公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定すること。

名 称	位 置
亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
京町公園	亀岡市京町地内
内丸町公園	亀岡市内丸町地内

- 2 亀岡運動公園競技場の夜間使用に係る使用時間及び使用料の規定を新たに設けること。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。